

浜田地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

エコアクションプラン

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度



*** 浜田地区広域行政組合はSDGs(持続可能な開発目標)を支援しています。***

令和3年3月

浜田地区広域行政組合

目 次

1	背景	1
2	実行計画の基本的事項	2
	(1) 計画策定の目的	
	(2) 計画の期間	
	(3) 計画の対象とする事務及び事業	
	(4) 計画の目標及び項目	
	(5) 温室効果ガス削減に向けての具体的な行動項目	
3	進捗状況の管理	4
	(1) 推進体制	
	(2) 進捗状況点検	
	(3) 結果の検討・公表	
	別表	5
	環境保全行動チェックシート	
	資料	6
	1 使用する排出係数（B）について	
	2 二酸化炭素排出量算定方法	
	3 温室効果ガス削減目標	
	4 用紙使用量の削減目標	
	5 温室効果ガスの排出状況（令和元年度）	

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されている。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められている。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）11月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では世界の平均気温上昇を産業革命前から2度未満に抑えることを世界の共通の長期目標とすることに加え、より厳しい水準である1.5度未満に抑える努力を行うことについても言及され、各国の貢献案（NDC）を5年ごとに更新・提出することなどが定められた。

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体に対し事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画」の策定が義務づけられた。

また、2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26.0%減とすることが掲げられた。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められている。

以上のことから、浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）においても、住みよい圏域づくりや環境への負荷軽減に配慮した行動を促進させるため、事業者としての事務及び事業を行うに当たっての「浜田地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定することとした。

さらに、現在、世界中で、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の取り組みが進んでいる。SDGsが本計画の期限と同じ2030（令和12）年を目標達成年としていることから、17の目標を意識した行動を心がけることとする。

2 実行計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

本組合の事務及び事業に関し、自ら事業者及び消費者として地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の期間

計画の期間は 10 年間とする。

計画期間 2021（令和 3）年度～2030（令和 12）年度

基準年度 令和元年度

なお、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項の規定に基づき、1 年毎に温室効果ガスのうち二酸化炭素総排出量と計画の進捗率を公表し、その進捗状況や、国におけるエネルギー政策、地域温暖化対策などを踏まえ、必要に応じて随時見直すものとする。

(3) 計画の対象とする事務及び事業

本組合が行う全ての事務及び事業において実施する。

なお、外部への委託事務については、受託者に対して本組合と同様の取組を行うよう指導する。

(4) 計画の目標及び項目

温室効果ガスの排出削減は、本計画の基準年度となる 2019 年度（令和元年度）の総排出量から次のア、イ及び(5)に掲げる取組を実践することにより、目標年度の令和 12 年度までに達成することを目標とする。

ア 資源・エネルギー等削減目標

重点目標	行動目標	令和 12 年度目標
1 省資源の促進	用紙使用量の削減	コピー用紙の使用量を基準年度使用量の 3%削減
2 省エネルギーの推進	買電電力量の削減	基準年度の 5%削減
	燃料（ガソリン・軽油）使用量の削減	基準年度の 5%削減

イ 温室効果ガス削減目標

対象とする温室効果ガス	令和 12 年度目標
二酸化炭素	基準年度の 5%削減



(5) 温室効果ガス削減に向けての具体的な行動項目

持続可能な開発目標（SDGs）を視野に入れながら、次の行動を実践する。

ア 電気使用量の削減

(ア) O A機器や照明等のこまめなスイッチオフ運動を展開

- a 昼休み中の不要な箇所の消灯をする。
- b トイレ、更衣室、湯沸室等の不在時消灯をする。
- c 残業時の不要な室内照明の消灯をする。
- d 不要なO A機器の電源を切る。
- e 退庁時におけるO A機器等の電源OFFを確認する。
- f 長時間席を離れる時には、パソコンの電源を切る。
- g コピー機の節電ボタンを活用する。

(イ) 空調設備の適温管理

- a 冷房の温度管理は27℃、暖房の温度管理は20℃とする。
- b クールビズ、ウォームビズの徹底を図る。

イ 燃料使用量の削減

(ア) 公用車使用における留意事項

- a 経済速度の走行に努める（一般道40～60km/h）。
- b 急発進、急加速、空ふかしをしない。
- c 無駄な荷物の積載は避ける。
- d 整備点検やタイヤの空気圧調整等のメンテナンスを適正に行う。

(イ) 公用車の購入又はリースにおける留意事項

低公害車及び低燃費車を選択する。

ウ 廃棄物の減量化、資源化及びリサイクルの徹底

(ア) 住民から排出される廃棄物の抑制

環境負荷を抑制するため、関係市と連携し、廃棄物の減量化、資源化を推進する。

(イ) 事務所から排出される廃棄物の抑制

- a 事務所内から発生する廃棄物の徹底した分別を図る。
- b 使用済み用紙は、メモ用紙や庁内文書として再利用する。
- c 特別な理由がない限り、両面印刷・コピーを行う。

(ウ) 環境に配慮した製品の優先購入

- a 簡易包装された製品を購入する。
- b 詰め替え可能な製品を購入する。
- c 再利用が可能な製品を購入する。

- d 長期使用が可能な製品を購入する。
- e エコマークやグリーンマークなどの環境認証マーク物品や同等の環境配慮がなされている製品を購入する。

エ 水道水の使用量削減

- (ア) 水の出しっぱなし、無駄使いの抑制
節水に対する意識高揚を図る。
- (イ) 排出水の再利用

3 進捗状況の管理

(1) 推進体制

ア 計画の推進、点検、評価に当たっては、計画の実効性を確保するため各課長を環境管理責任者とし、所属職員に対する行動項目の徹底及び関連事務の取りまとめを行うものとする。

環境管理責任者	総務課長	
	介護保険課長	
省エネルギー推進委員会	委員長	事務局長
	環境管理責任者	総務課長
		介護保険課長
	運転業務委託先	受託先職員
事務局	業務係長・主任主事	

イ 職員は、環境保全意識を高めるとともに、行動項目に従い、業務における環境負荷を低減するよう努めるものとする。

ウ 決定した計画内容について、職員全員で推進するため、実施内容、実施方法、点検・見直し方法等について説明会（研修会）を実施する。

(2) 進捗状況点検

毎年、省エネルギー推進委員会を開催し、進捗状況の点検を行うものとする。その際、別表の「環境保全行動チェックシート」を用いるものとする。

(3) 結果の検討・公表

結果については、ホームページに掲載する方法等により公表するとともに、環境管理責任者を通して職員に周知する。また、分析検討を行い、必要に応じて目標値等の見直しを行うものとする。

別 表

環境保全行動チェックシート

(令和〇年度)

(〇〇〇〇課)

月	買電 電力量 (kWh)	売電 電力量 (kWh)	燃 料 使 用 量				廃プラスチック類 (t)
			ガソリン (kℓ)	灯油 (kℓ)	軽油 (kℓ)	コークス (t)	
4月							-
5月							-
6月							-
7月							-
8月							-
9月							-
10月							-
11月							-
12月							-
1月							-
2月							-
3月							-
合計(A)							-
排出係数 (B)							
二酸化炭素排出量(t-CO ₂) (A)×(B)							

二酸化炭素排出量合計(t-CO ₂)

資料

1 使用する排出係数（B）について

区分	排出係数（B）	根拠法令
買電	電気事業者ごとに公表される係数	省令第2条第4項第1号
売電	{コークス、灯油、軽油の排出量合計(t-CO ₂)} ÷発電量(千kWh) (0.522)	省令第2条第2項第1号
廃プラスチック類	2.77	省令第3条第14項第5号

区分	① 単位発熱量	② 炭素排出係数	③ 換算値	排出係数（B） ①×②×③	根拠法令
ガソリン	34.6	0.0183	44/12	2.322	省令第2条第7項別表第1
灯油	36.7	0.0185	44/12	2.489	
軽油	37.7	0.0187	44/12	2.585	
コークス	29.4	0.0294	44/12	3.169	

※ 排出係数（B）の算定は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）」による。

2 二酸化炭素排出量算定方法

(1) 買電

$$\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数（B）}$$

(2) 売電

$$\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{売電電力量} \times \text{排出係数（B）} \times -1$$

(3) ガソリン、灯油、軽油、コークス

$$\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

(4) 廃プラスチック類（可燃ごみに含まれる廃プラスチック）

$$\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{廃プラ焼却量} \times \text{排出係数（B）}$$

※ 廃プラ焼却量 = 可燃ごみ搬入量 × (1 - 水分率) × 廃プラ率

水分率及び廃プラ率は、ごみ質分析の年間平均値を使用するため、毎年度変更がある。

3 温室効果ガス削減目標 (単位：t-CO₂)

項目	基準年度(令和元年度)	目標年度(令和12年度)
二酸化炭素排出量	8,651	8,218

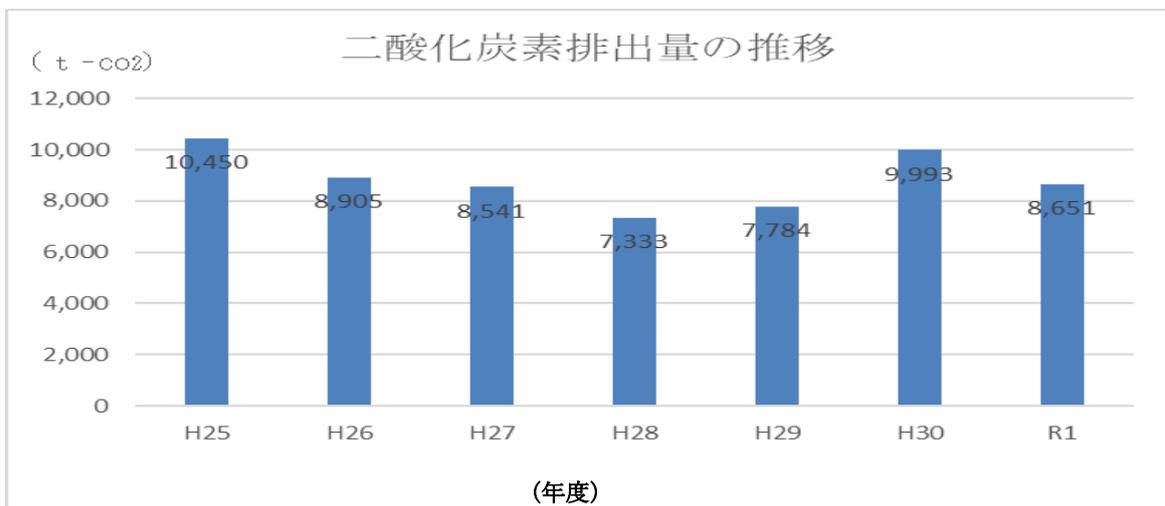
4 用紙使用量の削減目標 (単位：枚)

項目	基準年度(令和元年度)	目標年度(令和12年度)
コピー用紙	529,500	513,615

5 温室効果ガスの排出状況 (令和元年度)

項目		年間量	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)
買電電力量(kWh)		890,450	494.20
売電電力量(kWh)		1,865,136	-974.19
燃料 使用 量	ガソリン(kℓ)	2.2686	5.26
	灯油(kℓ)	208.78	519.75
	軽油(kℓ)	2.269	5.94
	コークス(t)	1,152.66	3,740.13
廃プラスチック類(t)		1,806.67	4,859.94
合計			8,651.04

※ 排出量は、小数点以下第3位を四捨五入して表示



《参考》 前回、地球温暖化対策実行計画年度別推移

年度	平成22年度 (基準年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (目標年度)
コピー用紙	344,500	420,000	406,000	476,500	504,000	507,000
温室効果ガス	9,706.26	8,036.47	10,449.77	8,905.22	8,540.89	7,332.87